

# 特別集計申請にあたっての注意事項

特別集計項目として提供可能な調査年次は、第1回～第5回までの調査結果である。ただし、各調査時点において調査圏域や調査項目に違いがあることに留意されたい。

申請者は調査対象地域（データを利用したい地域）を管轄する行政の担当課（室）を経由し、使用条件を熟知のうえ、要望書に必要事項を記入し、関東地方整備局長（協議会長）宛てに要望する。特に、「物件」欄には、目的の分類や交通手段の分類などの詳細な集計区分がわかるように記載をする。この際、必要に応じ補足説明資料（事業概要などの業務の全体像と利用するデータの関係がわかる資料。集計内容の補足等を記載する場合にも作成する。特に様式は指定しない）を添付する。

東京都市圏交通計画協議会事務局は要望書を審査し、その結果を申請者に回答する。

また、提供が認められる場合は集計作業委託先にデータの集計を依頼し、申請者に当該データの提供を行う。なお、「原則」、「使用条件」は下記の通りである。

「要望書」は、東京都市圏交通計画協議会ホームページでダウンロードすることが可能である。

## (1) 原則

1. データの利用は原則として交通現況の把握を伴う交通計画あるいは、都市計画策定のための目的に限るものとする。
2. 提供データは、検討テーマに必要な最小限のデータとする。
3. 特定の個人が識別されるデータは提供しない。ただし、プライバシー保護等の観点からデータの秘匿等の必要な措置を講じた場合は、この限りではない。
4. 法人（国及び地方公共団体を除く）その他の団体（以下「法人等」という）に関する情報又は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は、個人に不利益を与えるものは提供しない。ただし、プライバシー保護等の観点からデータの秘匿等の必要な措置を講じた場合は、この限りではない。

## (2) 使用条件

1. 申請者は、資料の提供を受けるために必要な費用（データの秘匿等の措置に係る費用を含む）を負担するものとする。
2. 申請者は、提供資料を承認された使用目的以外に用いないこと。また、申請者は、提供資料を第三者に譲渡し、又は転貸を行ってはならない。
3. 申請者は、提供した資料の使用等にあたって全ての責任を負うとともに、担当者は、提供された資料の適正な管理に努めるものとする。
4. 申請者は、提供資料の使用に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争が生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。
5. 申請者は、得られた成果等には出典を明記すること。
6. 申請者は、協議会が提供内容を公表することについて承諾しなければならない。

### ※データの秘匿措置

データの提供にあたっては、個人及び法人のプライバシーの保護、特定の者への不当な利益・不利益を与える恐れのある情報の有無について検討し、必要な秘匿措置を講じる必要がある。

具体的には、小ゾーン別施設別の集計等を行う場合である。このとき、当該小ゾーン内に同一施設区分の施設が重複し（少なくとも2つ以上存在する）、唯一には特定できないことを基準として、提供を許可する。申請者は地図等によって小ゾーン内の該当する施設数を確認し、その結果を東京都市圏交通計画協議会事務局に要望書と合わせて提出しなければならない。

### (3) 手続き

#### 1) 手順

基礎的な集計項目にない項目を集計する場合の手続きは、下記のフローの通りである。次頁以降に集計要望書の【記入例】を参考に掲載した。

- ①：利用条件に同意した上で、調査対象地域（データを利用したい地域）を管轄する都県政令市の担当部署（P6 参照）に要望書等を提出する。  
（例：東京区部の集計結果が必要な場合、東京都の担当課に要望書を提出する。）
- ②：①を経由し、東京都市圏交通計画協議会にて、要望書の審査を行う。
- ③：審査結果（回答書）を申請者に交付する。
- ④：集計作業委託先に集計作業を依頼する。
- ⑤：集計作業委託先から申請者へデータを提供する。
- ⑥：申請者から集計作業委託先へ集計費用を支払う。

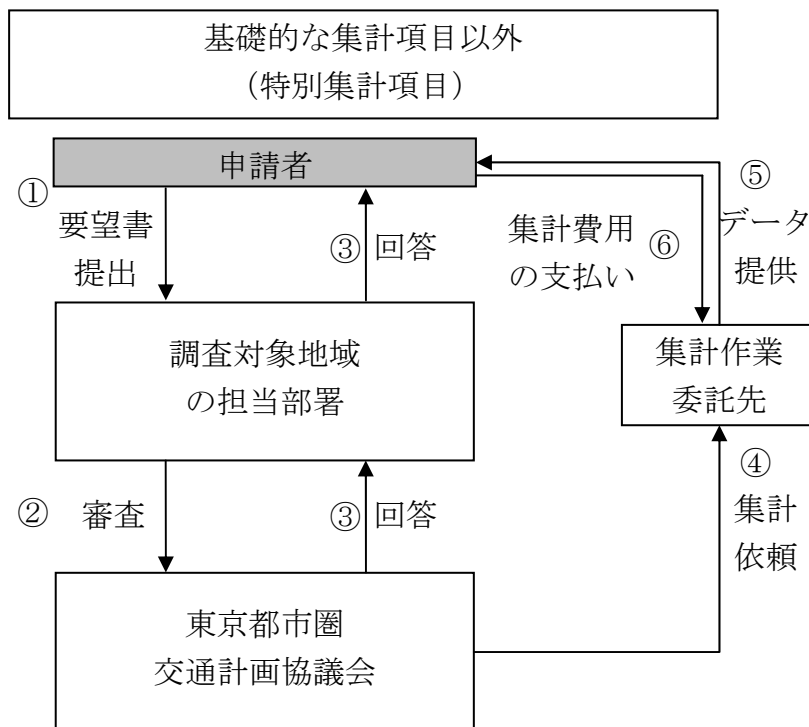


図-1 手続きのフロー

#### 参考：調査票情報（マスターデータ）を必要とする場合

調査票情報（マスターデータ）が必要となる場合には、国土交通省への申請が必要となる。手続きの詳細は、協議会構成団体の行政機関に問い合わせされたい。

様式-1 (協議会管理データ用)

平成 年 月 日

東京都市圏交通計画協議会データ集計要望書

国土交通省関東地方整備局長 (東京都市圏交通計画協議会会長) 殿

以下のとおり要望いたします。  
 なお、使用にあたっては提供条件を熟知の上、遵守いたします。

|           |  |
|-----------|--|
| 申請者       | 所 属 ○○市○○部○○課<br>代 表 者 ○○課長 ○○ ○○ 印<br>担 当 ○○ ○○<br>連 絡 先 〇×-××××-×××× (内 ×××)   |
| 使用者       | 所 属 株式会社○○○○○○○<br>代 表 者 代表取締役社長 ○○ ○○ 印<br>担 当 ○○ ○○<br>連 絡 先 TEL 〇×-××××-×××× Fax 〇×-××××-××××   |
| 調査名       | ○○市の○○○○○に関する基礎調査  |
| 調査期間      | 平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで   |
| 物 件       | 平成 20 年度東京 PT 調査 現況値<br>c-1 ソーン別目的種類別代表交通手段別発生量・集中量<br>c-3 ソーン別代表交通手段別発時間帯別発生量<br>c-3 ソーン別代表交通手段別着時間帯別集中量<br>※集計区分：○○市内の小ソーン (×××1、×××2、×××3)<br>目的種類：7 区分、代表交通手段：5 区分、時間帯：26 区分 |
| 目 的       | (具体的に記入願います)   |
| 調査データの公表等 | 1 提供資料を元に作成された資料は、公表 (する) しない<br>2 公表の方法について (具体的に記入願います (○○計画 等))   |

第 号  
平成 年 月 日

〇〇〇都・県・市〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇 殿

国土交通省関東地方整備局長  
(東京都市圏交通計画協議会会長)

東京都市圏交通計画協議会データ集計要望書について (回答)

平成 年 月 日付で要望のあったこのことについては下記により提供いたします。

記

1. 提供物件

- c-1** ソーン別目的別代表交通手段別発生量・集中量
- c-3** ソーン別代表交通手段別発時間帯別発生量
- c-3** ソーン別代表交通手段別着時間帯別集中量

2. 提供条件

- ① 申請者は、資料を提供するために必要な費用（データの秘匿等の措置に係る費用を含む）を負担するものとする。
- ② 申請者は、提供した資料を要望にある使用目的以外には用いないこと。また、申請者は、提供資料を第三者に譲渡し、又は転貸を行ってはならない。
- ③ 申請者は、提供した資料の使用等にあたって全ての責任を負うものとする。
- ④ 申請者は、提供資料の使用に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争が生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。
- ⑤ 申請者は、得られた成果等には出典を明記すること。
- ⑥ その他の提供条件
  - ・報告書、成果物等必要に応じて提出を求める場合があります。

3. データの統計的精度について

パーソントリップ調査はサンプル調査によって実施されているため、データには統計的な誤差があります。

そのため、特にトリップ数が少ないデータを使って交通の分析等を行う場合にはデータの精度に留意が必要です。

## (4) 参考: 東京都市圏交通計画協議会の構成団体

表-1 構成団体の連絡先

| 構成団体名                                      | 住所  | 電話番号         |
|--|---|--------------|
| 国土交通省関東地方整備局<br>企画部 広域計画課                  | 〒330-9724<br>さいたま市中央区新都心2番地1                | 048-600-1330 |
| 茨城県土木部<br>都市局 都市計画課                        | 〒310-8555<br>水戸市笠原町978番6号                   | 029-301-4588 |
| 埼玉県都市整備部<br>都市計画課                          | 〒330-9301<br>さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号             | 048-830-5337 |
| 千葉県県土整備部都市整備局<br>都市計画課                     | 〒260-8667<br>千葉市中央区市場町1番1号                  | 043-223-3161 |
| 東京都都市整備局<br>都市基盤部 交通企画課                    | 〒163-8001<br>新宿区西新宿2丁目8番1号                  | 03-5388-3283 |
| 神奈川県県土整備局<br>都市部 交通企画課                     | 〒231-8588<br>横浜市中区日本大通1                     | 045-210-6182 |
| 横浜市都市整備局<br>都市交通課                          | 〒231-0017<br>横浜市中区港町1丁目1番地                  | 045-671-4128 |
| 川崎市まちづくり局<br>交通政策室                         | 〒210-8577<br>川崎市川崎区宮本町1番地                   | 044-200-2034 |
| 千葉市都市局<br>都市部 交通政策課                        | 〒260-8722<br>千葉市中央区千葉港1番1号                  | 043-245-5351 |
| さいたま市都市局<br>都市計画部 交通政策課                    | 〒330-9588<br>さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号              | 048-829-1053 |
| 相模原市都市建設局<br>まちづくり計画部<br>交通政策課             | 〒252-5277<br>相模原市中央区中央2丁目11番15号             | 042-769-8249 |
| 独立行政法人都市再生機構<br>東日本都市再生本部<br>事業企画部 事業企画統括課 | 〒163-1313<br>新宿区西新宿6丁目5番1号<br>新宿アイランドタワー13F | 03-5323-0553 |
| 東日本高速道路株式会社<br>関東支社 総合企画部<br>総合企画課         | 〒330-0854<br>埼玉県さいたま市大宮区<br>桜木町1丁目11番20号    | 048-631-0049 |
| 中日本高速道路株式会社<br>東京支社 総務企画部<br>企画調整チーム       | 〒105-6011<br>港区虎ノ門4丁目3番1号                   | 03-5776-5285 |
| 首都高速道路株式会社<br>計画・環境部 交通調査課                 | 〒100-0013<br>千代田区霞が関1丁目4番1号                 | 03-3539-9404 |